

(様式2)

教育委員会（議案・報告）第2号

(所 管) 教職員人事部 教職員人事課

件 名	堺市立学校園教職員人事について
提 案 理 由	<p>堺市立東三国丘小学校の教職員人事について、教育委員会事務局指導主事に、教頭兼務の発令をするものである。</p> <p>なお、本件については、教育委員会の議決事項であるが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項に基づき、令和3年1月26日に教育長において臨時に代理したので、報告するものである。</p>
議案（報告）の概要又は要旨	<p>・発令の内容</p> <p>堺市教育委員会事務局指導主事 上岡 万利子 に堺市立東三国丘小学校の教頭兼務をさせるもの。</p> <p>※同校教頭 杉政 伸二 の病気休暇（令和3年1月18日から令和3年2月15日まで）及び病気休職（令和3年2月16日から令和3年3月31日まで）に対応するもの。</p> <p>・発令期間</p> <p>令和3年1月27日から令和3年3月31日まで</p>
備 考	
議決後必要となる取組	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <p><input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他（教育長の臨時代理により、発令済みである。 ）</p>

報告第2号

堺市立学校園教職員人事について

堺市立学校園教職員人事について、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり、令和3年1月26日に教育長において臨時に代理したので報告する。

記

堺市立東三国丘小学校教頭兼務 上岡 万利子（堺市教育委員会事務局指導主事）

発令期間 令和3年1月27日から令和3年3月31日

令和3年2月8日  
堺市教育委員会  
教育長 中谷省三